

茨木市高圧施設（庁舎本館等）に係る電気需給契約書

茨木市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、茨木市高圧施設（庁舎本館等）で使用する電気の需給について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約の条項に基づき仕様書に掲げる甲所有の施設で使用する電力を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（処理方法）

第2条 乙は、別添の電気需給仕様書（以下「仕様書」という。）により、業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。この場合において、甲は、乙又は第14条に規定する取扱責任者に対して指示するものとする。

（供給期間）

第3条 供給期間は、仕様書に掲げる期間のとおりとする。

（契約単価）

第4条 契約単価は、別紙に掲げる各金額とする。甲所有の施設で、甲が使用した電力の使用量に乗じて得た額を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金〇〇〇円を甲に納付するものとする。

※ 契約保証金は、契約金額の100分の5以上

第5条 契約保証金は、免除する。

※ 契約保証金を免除した場合

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（報告等）

第7条 甲は、委託業務の処理状況について乙（再委託先があるときは再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して随時に必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、乙に対して必要な指示をすることができる。

（契約内容の変更）

第8条 甲は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約単価又は供給期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約単価に相当額を加減して支払うも

のとする。

(履行遅滞等)

第9条 乙は、供給期間内に業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を記載した書面により供給期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が、乙の責めに帰すべきものであるときは、契約単価につきその延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、電力を供給する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙から次条に規定する事由によらないで契約解除の申出があったとき。

(5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号に規定するときに該当するとき。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、違約金として、本契約の供給期間の残存期間に係る予定総額の100分の5以上を、乙は甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項により損害を生じたときは、その損害を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

3 乙の契約解除の申出は、解除予定日の2ヶ月前にしなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務契約の処理上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(取扱責任者等)

第14条 乙は、業務契約の取扱責任者を定め、甲に報告しなければならない。

(支払)

第15条 乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、この場合は30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払い額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(提供資料の保全等)

第16条 乙は、業務の履行に伴い甲が提供する個人情報その他の資料について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 複写及び複製を行わないこと。
- (2) 業務の用途以外に使用しないこと。
- (3) 第三者に提供しないこと。
- (4) 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行うこと。
- (5) 紛失等の事故が生じた場合は、直ちに甲に報告すること。

(従事者に対する措置)

第17条 乙は、乙の従事者が第13条及び前条に違反しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 福岡 洋一

乙